

鷹栖町農業交流センター「あったかファーム」第10期研修生募集要項

1. 趣旨

鷹栖町農業交流センター「あったかファーム」を拠点に、鷹栖町内において原則、きゅうりの養液つるおろし栽培による農業経営を目指す者を対象に、就農に結び付く実践的な研修を行います。これにより、園芸に特化した優れた担い手の確保と育成を図るため、第10期研修生の募集を行います。

2. 研修生の身分及び待遇等

本研修は、要件を満たす場合「地域おこし協力隊」として委嘱し、研修活動等を行います。なお、地域おこし協力隊の要件に該当しない場合でも、国の事業等を活用し、研修生として受け入れが可能です。

(1) 地域おこし協力隊として委嘱される場合

以下、令和8年度の場合の条件であり、研修開始時、研修中には条件変更となる可能性があります。

- 身分：町との間に雇用関係はなく、委託契約に基づく「個人事業主」としての活動となります。
- 委託料(報酬)：月額347,000円を支給します(活動日誌の内容を審査し、適正と認められる場合に限る)。
- 活動費：本業務の遂行に直接必要と認められる経費に対し、年間1,036,000円を上限として支給します。

(2) 地域おこし協力隊以外(国事業活用等)の場合

- 補助金・条件等：国の制度による(令和8年度は補助金額年額165万円)。

(3) 共通事項

- 就農時には、収穫による収入が得られるまでの当面の生活資金や、農業機械・資材等の初期投資費用等が必要となります。研修期間中に計画的に資金を蓄え、就農初期費用として最低でも300万円以上の自己資金を準備するようにしてください。
- 研修受講にかかる費用は原則無料です(一部、外部研修等で自己負担が発生する場合があります)。
- 兼業(アルバイト等)について：業務に支障がない範囲において、事前の書面申請と町の承認により可能です。ただし、夏場(4~10月)は研修に支障が出る可能性が高いため原則禁止とし、冬場(11~3月)は座学研修等を欠席しないことを条件に可能とします。
- 保険・リスク管理：雇用保険、労災保険は適用されません。任意の傷害保険・損害保険等へ、自己責任において加入してください。
- 関係者へのハラスメントや規律違反、協調性の欠如、重大なトラブルの発生などにより信頼を失墜させ、業務の継続が困難となったときは、契約解除となる場合があります。

3. 募集人数

若干名

4. 応募資格

- 鷹栖町で就農することを強く希望する者で就農後も鷹栖町に定住する者
- 普通自動車運転免許を有し、各種研修に自力で通える者
- 申込者の年齢は令和9年4月1日時点で46歳以下(就農開始時点で50歳未満)
(研修期間は3年間を予定。研修開始時点で47歳以上の方については要相談)
- 鷹栖町内に在住(後継者は除く)又は研修開始後ただちに鷹栖町に居住可能な者
- 就農時にきゅうりの養液つるおろし栽培を基本とし、独立・自営就農、又は親元就農を目指す者
(就農形態・圃場等により、土耕での就農となる場合があります。)
- 他に常勤雇用の契約を締結していない者
- 生活保護など生活費支援を国・都道府県などから受給していない者
- 地域住民や受入農業者、指導員等との協調性を持ち、鷹栖町内に住み、町民や各団体等と協力して地域活動に積極的に取り組む者

5. 研修内容とスケジュール

原則3年間の研修を経て、独立就農を目指します。なお、地域おこし協力隊以外の場合は原則 2 年間の研修となります。

(1)主な研修内容

- きゅうりの栽培技術研修(養液つるおろし栽培を基本とする)
- 原料用トマト(オオカミの桃ジュース用の原料トマト)、露地作物の栽培技術研修
- 施設園芸における新技術導入ハウスの作物データ管理研修
- 座学研修、他団体が主催する外部研修への参加、農業機械などの整備作業研修、センター周辺の管理研修(草刈り・除雪作業など)

(2)3年間の流れ(状況により、記載のとおりとならない場合があります)

- 1年目(令和9年4月～): 基礎研修。センター(あったかファーム)での施設園芸を中心とした研修により、基礎技術を習得します。
- 2年目(令和10年3月頃～): 先進農業者研修 または 継承先研修。受入農家(師匠)のもとで施設園芸を中心とした実践的な農家研修を行います。
- 3年目(令和11年3月頃～): 実践研修。実践農場で、全て自分の管理による集大成の実践的な研修(きゅうりの養液つる下ろし栽培)を行います。

※冬季間(11月～3月)は座学研修等に参加し、就農計画の作成等を行います。

※地域おこし協力隊以外(2年間)の研修生については、別途スケジュールを調整します。

6. 募集手続

- 研修生申込書に必要事項を記入してください。(申込書は、鷹栖町のホームページからダウンロード可)
- 郵送・持参・電子メール送信にて提出してください。

7. 募集期間

令和8年10月30日(金)まで(必着)

8. 選考

鷹栖町新規就農者・農業後継者審査会による書類審査及び面接試験を行います。

- 書類選考 令和8年11月(合格者には面接試験の案内を別途通知)
- 面接試験 令和8年12月(場所:鷹栖町役場)
 - ・受験者からのプレゼンテーション方式(10分程度)
 - ・テーマ:なぜ鷹栖町で新規就農を目指すのか? 思い描いている農業は?
 - ※研修生申込書の内容を説明してください。
 - ※パソコンなどを使用する場合は事前に連絡をお願いします。

9. 内定通知・内定後の流れ

- 令和8年12月下旬: 文書にて内定通知を行います。
- 令和9年1月: 確約書の提出(住民票添付)。地域おこし協力隊での採用可否を確認し、該当しない場合は国事業活用を検討します。
- 令和9年3月: センターの入所準備。
- 令和9年4月: センター入所式、国・鷹栖町との契約等の事務手続き。

10. 問い合わせ先

鷹栖町役場 産業振興課 農林振興係

〒071-1292 北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

電話:0166-74-3582(内線 255・256)

E-mail:sangyou2@town.takasu.lg.jp

URL:<https://www.town.takasu.hokkaido.jp>